

# 山梨県公報

第千三百七十二号

平成十五年

四月七日

月 曜 日

## 目次

生活保護法に基づく医療機関の指定	二二七
生活保護法に基づく施設機関の指定	二二八
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	二二八
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	二二九
道路の区域変更(二件)	二二九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	二三〇
都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)	二三〇
<b>訓令</b>	
山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令	二三一
山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令	二三二
山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令	二三三
環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令	二三三
<b>公告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二三三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二三三
土地改良区役員の退任及び就任	二三三

## 告示

**山梨県告示第二百三十三号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。  
 平成十五年四月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

富士の森クリニック	富士吉田市上吉田七丁目十二番十 四号	平成十四年五月一日
株式会社ヤマニヤマグ 子薬局上吉田店	富士吉田市上吉田七丁目十二番十 三号	平成十四年六月一日
山梨峡東病院	東八代郡石和町市部八百九番地の 一	平成十四年十月一日
杉田医院	甲府市善光寺一丁目十二番五号	平成十四年五月七日
小山医院	中巨摩郡敷島町島上条四百九十二 番地の 一	平成十四年四月十日
つつじクリニック	山梨市下石森千三百三十八番地の 二 十五	平成十四年十月一日
由井歯科	甲府市丸の内一丁目九番六号	平成十四年四月一日
中村歯科医院	甲府市中央二丁目九番十六号	平成十四年四月一日
近藤歯科医院	東山梨郡勝沼町勝沼二千九百九十 五番地の 二	平成十四年十月一日
島崎歯科医院	北都留郡上野原町上野原二千十八 番地の 六	平成十四年十月十七日
株式会社ウエノウエノ 池田薬局	甲府市長松寺町六番地の 一	平成十四年九月二日
アルプス薬局	甲府市塩部四丁目十三番二十三号	平成十四年十月一日
いずみ薬局	北巨摩郡大泉村谷戸二千九百七十 番地の 六	平成十四年四月十六日
オリブ薬局	中巨摩郡昭和町紙漕阿原二十七番 地の 三	平成十四年四月一日
有限会社千秋舎セキテ イ調剤薬局豊富店	東八代郡豊富村浅利千六百八十六 番地の 五	平成十四年十月一日
若葉クリニック	東八代郡豊富村浅利千六百八十六 番地の 二	平成十四年十月一日

茜調剤薬局	東八代郡石和町四日市場千七百九十二番地の一	平成十四年六月一日
ドン薬局	韮崎市中央町十番地の二十三	平成十四年五月二十四日
本町薬局	韮崎市本町一丁目十七番十八号	平成十四年四月一日
秋山薬局	大月市富浜町鳥沢千九百五十五番地	平成十四年十一月一日
医療法人悠紀会武井医院	山梨市上神内川百七十四番地	平成十四年九月一日
八代戸田内科クリニク	東八代郡八代町高家三百四番地の一	平成十四年十一月一日
特別養護老人ホーム仁生園診療所	北巨摩郡長坂町小荒間千二百九十三番地	平成十四年十二月二日
保坂メディカルクリニック	中巨摩郡竜王町篠原二千百八十九番地の一	平成十四年十二月二日
大森歯科医院	甲府市丸の内一丁目十九番八号丸の内HMビル二階	平成十四年十二月一日
医療法人社団山燦会山口眼科	甲府市山宮町八十八番地の二	平成十四年十月一日
愛クリニク	中巨摩郡玉穂町西新居一番地の百三十一	平成十四年十一月二十一日
大竹整形外科医院	山梨市上神内川千四百六十六番地	平成十五年一月四日
日原歯科医院	甲府市武田二丁目十二番十四号	平成十四年十月一日
有限会社千秋舎セキテイ調剤薬局竜王店	中巨摩郡竜王町篠原二千百八十八番地の一	平成十四年十二月二日
みさき薬局韮崎	韮崎市藤井町南下條三百三十六番地の二	平成十四年四月一日

サンク調剤薬局	山梨市上神内川百五十番地の二	平成十五年二月一日
エル薬局響が丘店	北巨摩郡双葉町竜地二千七百八十三番地の三	平成十五年二月一日
のざわ耳鼻咽喉科クリニク	北巨摩郡双葉町竜地二千七百九十五番地の八	平成十五年二月十七日
宿澤歯科医院	塩山市上於曾九百十五番地の三	平成十五年二月三日
医療法人大竹皮フ科クリニク	中巨摩郡昭和町紙漕阿原二十七番地の二	平成十五年三月一日

**山梨県告示第千三百三十四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。  
平成十五年四月七日

名称	所在地	指定年月日
深澤整骨院	甲府市金竹町二番地の九	平成十四年十二月一日

**山梨県告示第千三百三十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。  
平成十五年四月七日

名称	所在地	変更事項
変更前 山梨医科大学医学部附属病院 変更後 山梨大学医学部附属病院	中巨摩郡玉穂町下河東千百十番地	

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
杉田医院	甲府市善光寺一丁目十一番十四号
小山外科胃腸科医院	中巨摩郡敷島町中下条六百五十九番地
定月外科医院	都留市十日市場九百五十八番地
由井歯科	甲府市丸の内一丁目九番六号
中村歯科医院	甲府市中央二丁目九番十六号
近藤歯科医院	東山梨郡勝沼町勝沼二千九百九十五番地の二
有限会社エイエムファーマシー 茜調剤薬局	東八代郡石和町四日市場千七百九十二番地の二
社団法人山梨県薬剤師会会営甲 府中央薬局	甲府市富士見一丁目二番四号
アルプス薬局	甲府市塩部四丁目十三番二十三号
ドン薬局	韮崎市中央町十番地の二十三
秋山薬局	大月市富浜町鳥沢千九百五十五番地
武井医院	山梨市上神内川百七十四番地
山口眼科	甲府市山宮町八十八番地の二
医療法人雙寿会山中湖村診療所	南都留郡山中湖村山中十二番地
医療法人大竹整形外科医院	山梨市上神内川千四百六十六番地
有限会社サンク調剤薬局	山梨市上神内川百五十番地の二

医療法人社団青虎会カイ虎ノ門 整形外科胃腸科外科	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地
すみれ薬局貢川店	甲府市中村町十四番地の七
宿澤歯科医院	塩山市上於曾千七百九十九番地
大竹皮フ科クリニク	中巨摩郡昭和町紙漣阿原二十七番地の二

山梨県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年四月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡一宮町大字坪井字宮岸一一八番の 一地从り	旧	七・〇	七〇一・〇
東八代郡石和町大字川中島字西道永町一一 六九番の一地从り	新	一七・八	七〇一・〇
東八代郡一宮町大字坪井字宮岸一一八番の 一地从り	新	七・〇	七〇一・〇
東八代郡石和町大字川中島字西道永町一一 六九番の一地从り	新	一七・八	七〇一・〇
東八代郡一宮町大字坪井字宮岸一一八番の 一地从り	新	一〇・二	七八一・〇
東八代郡石和町大字川中島字西道永町一一 七一番の六地从り	新	四五・〇	七八一・〇

**山梨県告示第二百三十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年四月二十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年四月七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤袋石和線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡境川村大字石橋字上組二二七八番地先から 東八代郡境川村大字石橋字五反田五三三八番の三地先まで	一三・〇 三三・五	六・二丁 三三・五		四三八・〇

**山梨県告示第二百三十九号**

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。  
平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 浅川
- 二 河川管理施設の種類又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 東八代郡八代町米倉字前田四百八十六の三番地先から東八代郡八代町米倉字大佛塚四百六十二の三番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 八代町長 古屋貞次
  - 2 住所 東八代郡八代町南九百十七番地
- 五 管理の内容

1 道路専用施設（路面）（路盤の部分を含む。）（路肩、道路の附属物その他の専ら

道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕  
2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
3 原則として道路専用施設に係る災害復旧  
六 管理の期間 平成十五年四月七日から道路を廃止し、又は堤防の公用を廃止するときまで

**山梨県告示第二百四十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称 甲府市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・九号善光寺敷島線
  - 三 事業施行期間 昭和六十三年十月三十一日から平成十七年三月三十一日まで
  - 四 事業地
    - 1 収用の部分 変更なし
    - 2 使用の部分 なし
- 山梨県告示第二百四十一号**  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十五年四月七日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 施行者の名称 双葉町

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
 葑崎都市計画下水道事業双葉町公共下水道
- 三 事業施行期間  
 平成元年一月二十六日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

平成十二年山梨県告示第三百七十九号の事業地に北巨摩郡双葉町大字竜地字北浦並びに大字大袋字堰西及び字日向並びに大字宇津谷字古森、字駒沢、字駒沢裏、字南原及び字神田の各一部を加え、大字下今井字又右衛門川、字清水端、字冷泥、字立打、字北裏、字立間、字南原、字大無垢理、字鳴石、字繫沢、字切附及び字上の段並びに大字志田字砂間並びに大字竜地字二ツ塚、字袋間、字池久保、字着物沢、字大滝、字北川及び字地蔵原並びに大字大袋字松葉並びに大字岩森字坊沢東、字上の山及び字山の神並びに大字宇津谷字天神反及び字家の上において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十五年四月七日

一 施行者の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 都市計画事業の種類及び名称

塩山市

三 事業施行期間

昭和五十四年六月十一日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十一年山梨県告示第四百二十六号の事業地に塩山市大字下於首字影井、字大木戸、字檜、字間ノ田及び字金山沢、大字赤尾字下西畑、字久保田、字石塔、字洪田、字龜石及び字池田並びに大字熊野字魚梁場、字角田、字石骨及び字西癖川の各

- 一部を加え、大字下於首字天神原、字受地、字林際、字正泉、字八反田及び字一の坪並びに大字熊野字一の坪、字梶畑、字ケカチ、字后畑、字五反田、字横井、字須貝田、字八王子、字摩王、字上整田及び字下整田地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分  
 なし

山梨県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十五年四月七日

一 施行者の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 都市計画事業の種類及び名称

増穂都市計画下水道事業鯉沢町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年三月四日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第百七十九号の事業地のとおり。

2 使用の部分

なし

訓 令

山梨県訓令甲第八号

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成十五年四月七日

出 本  
 先 機 庁  
 機 関

山梨県長期計画策定本部規程の一部を改正する訓令

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県長期計画策定本部規程（平成三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改

正する。

別表第一中「副知事」を「副知事 政務理事」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「出納長」を「政務理事 出納長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 庁

出 先 機 関

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県市町村合併推進本部規程（平成十三年山梨県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「出納長」を「政務理事 出納長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

本 庁

環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月七日

環境首都・山梨づくり推進本部規程の一部を改正する訓令

環境首都・山梨づくり推進本部規程（平成五年山梨県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「出納長」を「政務理事 出納長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 テクテク・take

2 代表者の氏名 前島ゆか

3 主たる事務所の所在地 甲府市住吉四丁目三番三十三号

4 定款に記載された目的

この法人は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして、「食」を中心とした健康と環境の問題を追求しながら、必要なサービス・技術・情報

の提供に関わる事業を、地域に暮らす人たちの技術や能力を活用して行い、健全な地域社会の再構築に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年四月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡竜王町万才字上手六の二、六の六、六の七、六の八、六の九、六の一〇、六の一、六の二、六の三、六の一四、六の一五、六の一六、六の一七、六の一八、六の一九、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、六の二六、六の二七、六の二八、六の二九、六の三〇、六の三一、六の三二、六の三三、六の三四、六の三五、六の三六、六の三七、六の三八、六の三九及び六の四〇
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成十五年四月七日

一 退任  
 山梨県知事 山本 栄彦

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	横森 藤行	韮崎市穂坂町三ツ沢二九三番地	平成十四年三月十五日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	横森 佐男	韮崎市穂坂町三ツ沢二九二番地	平成十四年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番